## **経営のセカンド・オピニオン** vol. 137 <2018年8月号>

## ■【トピックス】 西日本集中豪雨!



7月には、これまでにない規模の集中豪雨が日本列島を襲いました。西日本の各地では多くの人命が失われ、多くの人が被災しました。行政も後手に回っている状況です。政治は現状認識力のなさを露呈しました。

こんな時に、必要なのはコミュニティの力です。昔ながらご近所づきあいは失われつつありますが、 SNSによる新たなコミュニティが試行錯誤しながら力を発揮しつつあります。

## ■【ビジネス・アイ】 民法改正(自筆証書遺言)!

- 社長「民法が改正されて成人年齢が引き下げられた ようだね。成人年齢はうちのビジネスには関係 ないけど、何かうちに関係ありそうなことってあ るかなあ?」
- 花野「御社のビジネスとは直接関係ないですが、事業承継という意味では、自筆証書遺言の改正がありますね」
- 社長「その改正を簡単に教えてよ」
- 花野「はい、これまで自筆証書遺言は、全文を自筆で書く必要がありましたが、相続財産が多いとこれが結構大変でした。今回の改正で相続財産の目録についてはワープロで作成した良くなりました」
- 社長「そうなんだ。それは遺言書を書く労力が軽減さ れるね。それ以外にはないの?」
- 花野 「それ以外には、自筆証書遺言の保管制度が 新設されます。法務局に申請すると、外形的な 適合性を確認した上で画像を情報化して保存 してくれます」
- 社長 「そうなると、貸金庫とかで自分で保管する必要 がなくなるんだね。 紛失する心配もないね」
- 花野 「そうですね。この保管制度を利用すると、家庭 裁判所で行う遺言書の検認手続きも必要ありま せん」
- 社長「なんか良いことばかりだね」
- 花野 「それでも、個人的には、自筆証書遺言よりは、 公正証書遺言の方がお勧めですね」

# ■【今月のキーワード】

### 白筆遺言証書

現行民法968条では、自筆証書遺言は「遺言者が、 その全文、日付及び氏名を自書し、これに印をおさなければならない」とされています。そのためワープロの遺言書は無効となってしまいます。改正民法では、相続財産の全部又は一部の目録についてはワープロ等で作成することができようになります。法務局に申請すれば、外形的な適合性を確認した上で画像を情報化して保存されます。保存された情報には全国の法務局からアクセスできます。この制度を活用した場合には、家庭裁判所で行う検認手続きも省略されます。

### ■【今月の1冊】

『織田家臣団の謎』

菊池浩之 著

角川選書 ¥1700

織田信長の家臣団といえば、信長の合理主義に基づ く能力主義による抜擢というイメージで語られますが 本当でしょうか?

父の代から元々譜代の家臣の少なかった信長は、兵員動員力のある国人領主を重臣に起用せざるをえなかった。方面軍の司令官は、ほとんど尾張出身だったなど、能力主義とは異なる理由による家臣団の形成が見えてきます。



#### ■【編集後記】

7月の始めに、初めて名古屋能楽堂に狂言を観に行きました。狂言師である小学校の同級生が一世一代の舞台を演じるということで観に行きました。息遣いが聞こえる席で狂言を楽しむことができました。これからは少しづつ古典芸能にも触れていこうと思います。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.137 (毎月1日発行)

- ●定価:2,400 円/年 ●発行日:2018.8.1 ●発行人:花野康成
- ●編集・発行:有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦 3 丁目 1 番 30 号錦マルエムビル 5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808 http://homepage3.nifty.com/binspire/